綱紀監察研修

令和５年８月

項　　目

税理士の使命

税理士が遵守すべき税理士法上の義務等

税理士事務所の設置

税理士に対する懲戒処分

税理士に対する懲戒処分に関する規定

元税理士に対する懲戒処分を受けるべきであったことの決定

税理士等に対する懲戒処分等の考え方

税理士法違反行為事例

Q＆A

税 理 士 の 使 命

税理士法第１条

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第１条は、税理士がその職務を行うに当たり、独立した公正な立場を堅持して、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現するように努めることが税理士の使命であることを定めたものであるとともに、税理士法の解釈に当たってよるべき基本原則を明らかにした規定です。

なお、税理士法第１条の規定は、税理士法人にも準用されています（法第48条の16）。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務等

税理士法は、税理士の使命の重要性に鑑み、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と定め、これを行うことができる者を原則として税理士又は税理士法人に限定する一方で、税理士に対して一定の義務等を課しています。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務等を例示すると、以下のとおりとなります。

税理士が遵守すべき主な税理士法上の義務等

1　税理士の使命（法第１条）
2　税務代理の権限の明示（法第30条）
3　特別の委任を要する事項（法第31条）
4　税理士証票の提示（法第32条）
5　署名の義務（法第33条）
6　脱税相談等の禁止（法第36条）
7　信用失墜行為の禁止（法第37条）
8　非税理士に対する名義貸しの禁止（法第37条の２）
9　秘密を守る義務（法第38条）
10　会則を守る義務（法第39条）
11　研修（法第39条の２）
12　事務所の設置（法第40条）
13　帳簿作成の義務（法第41条）
14　使用人等に対する監督義務（法第41条の２）
15　助言義務（法第41条の３）
16　業務の制限（法第42条）
17　業務の停止（法第43条）

税理士が遵守すべき義務等に関する税理士法の規定

（税務代理の権限の明示）第30条　税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

（税理士証票の提示）第32条　税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

（署名の義務）第33条　税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名（注）しなければならない。
－省略－
２　税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名（注）しなければならない。
３～４　－省略－
（注）税理士の署名には、記名（他人による代筆）は含まれず、自署に限られると解されています。

（脱税相談等の禁止）第36条　税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

（信用失墜行為の禁止）第37条　税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（非税理士に対する名義貸しの禁止）第37条の２　税理士は、第52条又は第53条第１項から第３項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

税理士が遵守すべき義務等に関する税理士法の規定

（秘密を守る義務）第38条　税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

（会則を守る義務）第39条　税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

（研修）第39条の２　税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

（事務所の設置）第40条　税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。
２　税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
３　税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。
４　税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

（帳簿作成の義務）第41条　税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。　２～３　－省略－

（使用人等に対する監督義務）第41条の２　税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

（助言義務）第41条の３　税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

税 理 士 事 務 所 の 設 置

税理士（税理士法人の社員及び所属税理士を除く。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならないとされています（税理士法第40条第１項）。

税理士業務を行うための事務所（税理士法基本通達40-１）

「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定することになります。

「外部に対する表示」とは、例えば、看板等物理的な表示、ウェブサイトへの表示、契約書等への記載などが含まれます。

税理士業務の「本拠」とは？

税理士業務の「本拠」とは、税理士等が自己所有又は賃貸借契約などにより自らの管理下とする場所のうち、税理士業務を執行するための場所として、外部に対する表示が行われた場所となります。

税理士業務の本拠を、税理士等が自らの管理下とする場所とし、外部に対する表示が行われた場所としているのは、行政庁・税理士会の指導、連絡及び監督の適切な実施や顧客の不測の損害を防止する観点から、法律関係を明確にする必要があるためです。 したがって、上記の趣旨から住所借りや実態のない事務所の登録を認めるものではありません。また、自らの管理下であっても、外部に対する表示がなされていない場合は、本拠には該当しません。

税 理 士 事 務 所 の 設 置

税理士（税理士法人の社員及び所属税理士を除く。）は、税理士事務所を２以上設けてはならないとされています（税理士法第40条第３項）。

二か所事務所の禁止（税理士法基本通達40-２）

税理士法第40条第３項の「税理士事務所を二以上設けて」いる場合とは、例えば、自宅以外の場所に税理士事務所を設け、40－１の「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても基通40－１の「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいいます。

したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所に基通40－１の「外部に対する表示」に係る客観的事実がなく、税理士法法第40条第１項に規定する「税理士業務を行うための事務所」と判定される状態でない場合には、税理士事務所を二以上設けている場合には該当しないこととなります。

外部に対する表示がなければ、二ヶ所事務所に該当しませんか？

本拠となる事務所以外の場所において、税理士や税理士事務所の使用人等が税理士の業務等を行っていたとしても、税理士事務所としての外部に対する表示がなければ、二か所事務所には当たりません。

税 理 士 事 務 所 の 設 置

税理士は、税理士業務を行うため、使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならないとされています（税理士法第41条の２）。

離れた場所における使用人等の業務の適切性確保のための措置（税理士法基本通達41の２－１）

税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」といいます。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはありません。

したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断されます。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法があります。

⑴ 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法

⑵ 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

税理士に対する懲戒処分

税理士法は、税理士に対する懲戒処分として、税理士業務の禁止、２年以内の税理士業務の停止、及び戒告の３種類を規定（法第44条）しています。

税理士に対する懲戒処分の種類

１　税理士業務の禁止　税理士業務の禁止は、税理士業務を行ってはならない旨を命ずる処分、すなわち、不作為義務を命ずる処分であり、税理士に対する懲戒処分のうち最も重い処分です。税理士業務の禁止処分を受けた者は、法第４条第６号の規定により処分を受けた日から３年を経過する日まで税理士となる資格を有しないこととなり、法第26条第１項第４号の規定により税理士登録を抹消されることとなります。

２　２年以内の税理士業務の停止　２年以内の税理士業務の停止は、税理士業務を行うことを一定期間やめることを命ずる処分です。２年以内の税理士業務の停止処分を受けた者は、その停止期間中は税理士業務を行うことができませんが、税理士登録は抹消されません。

３　戒告　戒告は、本人の将来を戒める旨の申し渡しをする処分であり、懲戒処分としては最も軽いものです。戒告処分を受けた者は、税理士業務あるいは税理士の資格について特に制約を受けませんので、引き続き税理士業務を行うことができます。

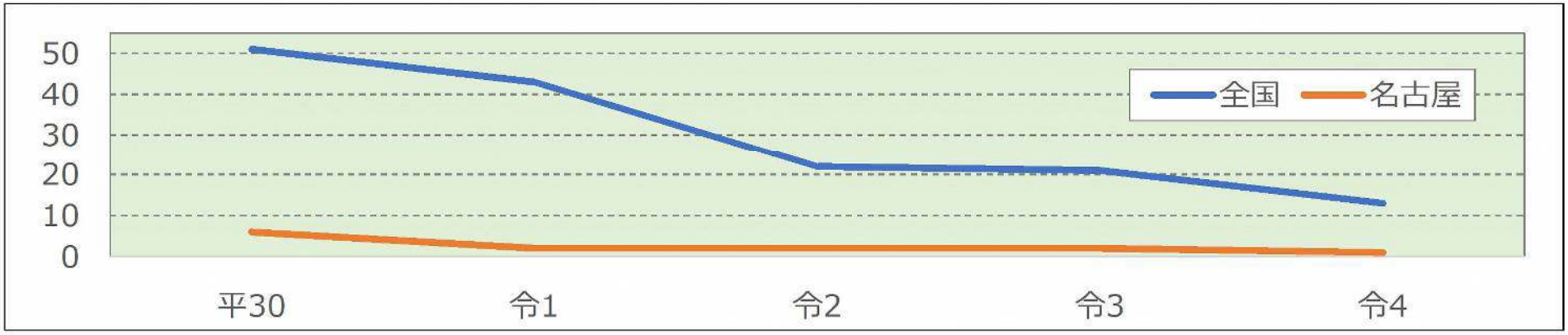
税理士に対する懲戒処分

		処分の性格	庁HP 官報	税理士 登　録	税理士 証　票	処分期間経過後 の業務再開
税理士（個人）	禁止	財務大臣が義務違反者に対し、税理士業務を行ってはならない旨を命じる処分	掲載	抹消 §26①四	返還 §28	３年経過後に申請 →審査　→再登録
	停止	財務大臣が義務違反者に対し、税理士業務を一定期間やめることを命じる処分	掲載	現状	返還 §28	即再開可能
	戒告	財務大臣が義務違反者に対し、将来を戒める旨の申渡しをする処分	掲載 (官報のみ)	現状	現状	－
税理士法人	解散	財務大臣が義務違反法人に対し、解散を命じる処分	掲載	－	－	再開不能
	停止	財務大臣が義務違反法人に対し、業務の一部又は全部を一定期間やめることを命じる処分	掲載	現状	－	即再開可能
	戒告	財務大臣が義務違反法人に対し、将来を戒める旨の申渡しをする処分	掲載 (官報のみ)	現状	－	－

税理士に対する懲戒処分（懲戒処分の件数）

会計年度	平30	令1	令2	令3	令4	計
処分件数 計	6 / 51	2 / 43	2 / 22	2 / 21	1 / 13	13 / 150
禁 止	2 / 9	1 / 14	0 / 4	0 / 5	0 / 4	3 / 36
停 止	4 / 42	1 / 29	2 / 18	2 / 16	1 / 9	10 / 114
戒 告	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0

（注） 表の右下の数字は全国の処分件数を、表の左上の数字は名古屋局の処分件数を示す。



税理士に対する懲戒処分に関する規定

税理士に対する懲戒処分は、税理士に対し不利益をもたらす処分ですので、懲戒処分の構成要件である懲戒処分事由は、税理士法第45条及び第46条において明確に規定されています。

不真正の税務書類の作成及び脱税相談等をした場合の懲戒（法第45条）

故意による特定の不正行為（第１項）　税理士が、故意（注１）に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき又は法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたときは、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象とされています。

過失による特定の不正行為（第２項）　税理士が、相当の注意を怠り（注２）、法第45条第１項に規定する行為をしたときは、戒告又は２年以内の税理士業務の停止の処分の対象とされています。

（注１）「故意」とは、事実に反し又は反するおそれがあると認識して行うことをいいます（税理士法基本通達45－１）。

（注２）「相当の注意を怠り」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいいます（税理士法基本通達45－２）。

一般の懲戒（法第46条）

税理士が、法第45条の規定に該当する場合を除き、法第33条の２第１項若しくは第２項（計算書類、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又は税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象とされています。

なお、法第46条の懲戒事由については、告示において対象となる行為が例示されています。

税理士に対する懲戒処分に関する規定

税理士法第46条の規定を適用し、税理士法第44条の懲戒処分の対象となる行為は、財務省告示（平成20年３月31日財務省告示第104号）において、以下のとおり例示されています。

法第46条の規定を適用し、法第44条の懲戒処分の対象となる行為

⑴ 法第33条の２第１項又は第２項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき（法第46条該当）
⑵ 自己脱税（法第37条違反）
⑶ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（法第37条違反）
⑷ 調査妨害（法第37条違反）
⑸ 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（法第37条違反）
⑹ 業務け怠（法第37条違反）
⑺ 税理士会の会費の滞納（法第37条違反）
⑻ その他反職業倫理的行為（法第37条違反）
⑼ 非税理士に対する名義貸し（法第37条の２違反）
⑽ 秘密を守る義務違反（法第38条違反）
⑾ 帳簿作成の義務違反（法第41条違反）
⑿ 使用人等に対する監督義務違反（法第41条の２違反）
⒀ 業務の制限違反（法第42条違反）
⒁ 税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき（法第46条該当）
⒂ 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき（法第46条該当）

元税理士に対する懲戒処分を受けるべきであったことの決定

令和４年度の税理士法改正において、「懲戒逃れ」を図る税理士への対応として、「懲戒処分相当であったことの決定」という制度が創設されました。

「懲戒逃れ」をしようとして、税理士が自ら税理士登録を抹消した場合、その人は税理士ではなくなりますので、懲戒処分をすることができなくなります。 そこで、新たに「懲戒処分相当であったことの決定」をすることができるとされ、この決定を受けた人は、業務禁止相当の場合はその後３年間、業務停止相当の場合は決定された期間、税理士登録ができないこととなりました。

この制度は、令和５年４月１日以後にした税理士法違反行為について適用されます。

元税理士に対する「懲戒処分を受けるべきであつたことの決定」を受けた場合、どのような効果がありますか？

元税理士が懲戒処分等を受けるべきであったことの決定を受けた場合は、次の効果が生じることになります。

（税理士業務の禁止の処分を受けるべきであったことについての決定） 税理士業務の禁止の処分を受けるべきであったことについての決定を受けた者は、税理士法第４条第７号の規定により、決定を受けた日から３年を経過する日まで税理士となる資格を有しないこととなります。

（税理士業務の停止の処分を受けるべきであったことについての決定） 税理士業務の停止の処分を受けるべきであったことについての決定は、税理士法第24条第６号の規定により、停止すべき期間を経過していない場合は、税理士の登録申請の際の登録拒否事由となります。

（その他） 他の士業資格等の欠格事由や登録拒否事由となります。

税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

税理士法第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、第48条の規定に基づく税理士であった者に対する懲戒処分を受けるべきであったことについての決定、第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分の基準・考え方は、「税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」として、財務省告示（注）により定められています。

（注）平成20年３月31日財務省告示第104号

Ⅰ　総則

（量定の判断要素及び範囲）

税理士法に規定する税理士に対する懲戒処分等の量定の判断に当たっては、財務省告示のⅡに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとされています。

① 不正行為の性質、態様、効果等
② 税理士の不正行為の前後の態度
③ 懲戒処分等の前歴
④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
⑤ その他個別事情

Ⅱ　税理士の不正行為の類型ごとの量定等

税理士に対する懲戒処分や税理士法人に対する処分については、対象となる不正行為の類型ごとに量定の考え方が定められています。

対象行為		法規定	判断要素	戒告	停止（２年）			禁止
					６月	１年	２年	
法45条（不真正税務書類の作成等）	第１項（故意）	2年以内の停止又は禁止	税理士の責任を問い得る「不正所得金額等」			6月以上		
	第２項（過失）	戒告又は2年以内の停止	税理士の責任を問い得る「申告漏れ所得金額等」					
法46条（懲戒）	法33条の2の虚偽記載	戒告　又は　2年以内の停止　又は　禁止	虚偽記載の件数、虚偽の程度		1年以内			
	法37条（信用失墜行為）：自己脱税（重加）		不正所得金額等					
	法37条（信用失墜行為）：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（過少）		申告漏れ所得金額等					
	法37条（信用失墜行為）：調査妨害		行為の回数、程度					
	法37条（信用失墜行為）：名義貸し（法37条の2を除く）		貸人数、作成件数、期間、対価の額等					
	法37条（信用失墜行為）：業務懈怠		－		1年以内			
	法37条（信用失墜行為）：会費滞納		－					
	法37条（信用失墜行為）：その他反職業倫理的行為		－					

Ⅱ　税理士の不正行為の類型ごとの量定等

税理士に対する懲戒処分や税理士法人に対する処分については、対象となる不正行為の類型ごとに量定の考え方が定められています。

対象行為		法規定	判断要素	戒告	停止（２年）			禁止
					６月	１年	２年	
法46条（懲戒）	法37条の2（名義貸し）	戒告　又は 2年以内の停止 又は　禁止	貸人数、作成件数、期間、対価の額等		←―――	―――	―――→	←―――
	法38条（守秘義務）		－		←―――	―――	―――→	←―――
	法41条（帳簿作成義務）		－	←――→				
	法41条の2（使用人監督義務）		－	←―――	1年以内	―――→		
	法42条（業務の制限）		税務代理件数、作成件数、相談件数		←―――	―――	―――→	←―――
	業務停止処分違反		－					←――→
	その他		－	←―――	―――	―――	―――→	←―――

Ⅱ　税理士の不正行為の類型ごとの量定等（文言の補足）

① 「不正所得金額等」とは、国税通則法第68 条（重加算税）に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいいます。
② 「申告漏れ所得金額等」とは、国税通則法第18 条に規定する期限後申告書若しくは同法第19 条に規定する修正申告書の提出又は同法第24 条に規定する更正若しくは同法第25 条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものをいいます。
③ 「法第33 条の２の虚偽記載」とは、法第33 条の２第１項又は第２項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたときをいいます。
④ 「自己脱税」とは、自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含みます。）の申告について、不正所得金額等があることをいいます。
⑤ 「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」とは、自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含みます。）の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいいます。
⑥ 「調査妨害」とは、税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいいます。
⑦ 「名義貸し（ 第37 条の２ を除く）」とは、税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させること）をいいます。
⑧ 「業務け怠」とは、委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいいます。
⑨ 「会費滞納」とは、所属する税理士会（県連合会及び支部を含みます。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいいます。
⑩ 「その他反職業倫理的行為」とは、④から⑨以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたことをいいます。
⑪ 「業務停止処分違反」とは、税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行った場合をいいます。
⑫ 「その他」とは、「対象行為」欄に記載の行為以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反した場合をいいます。

税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

税理士、税理士であった者又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除きます。以下「使用人等」といいます。）が不正行為を行った場合における、使用者である税理士等又は使用者である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」といいます。）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとされています。

税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分

① 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、その使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になります。

② 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについてその使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、その使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になります。

③ 上記②に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、その使用者税理士等が税理士法第41条の２（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になります。

税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとされています。

税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合の税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分

① 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたときは、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になります。

② 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったときは、その税理士法人の内部規律や、内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になります。

税理士法違反行為事例

事例１　脱税相談、故意による不真正税務書類の作成

事例２　自己脱税

事例３　多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

事例４　非税理士に対する名義貸し

事例５　使用人監督義務違反

事例６　税理士法人の運営が著しく不当

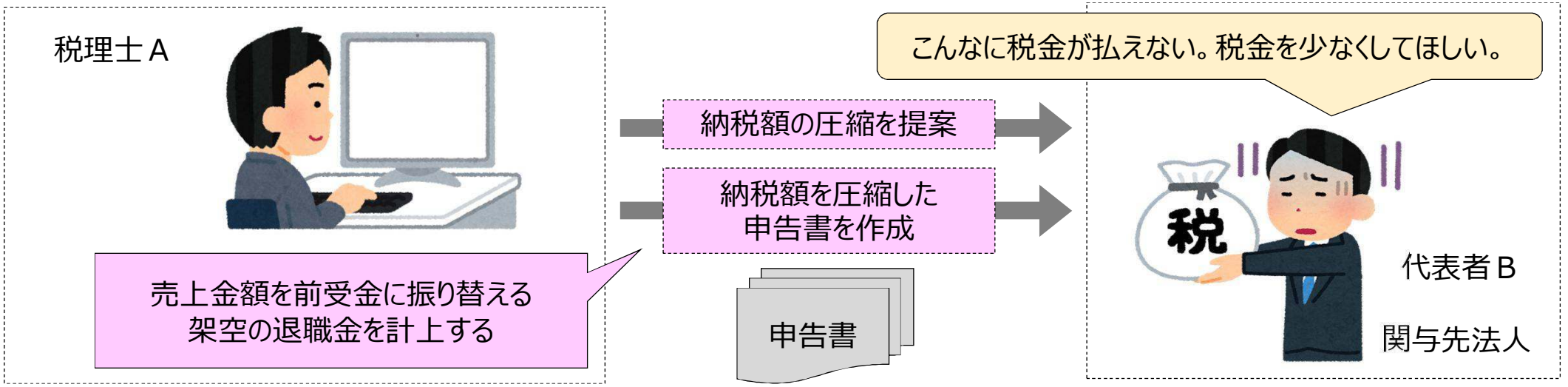
（事例１）脱税相談、故意による不真正税務書類の作成

概要

税理士Ａは、関与先法人の代表者Ｂから、「資金繰りが悪く、こんなに税金が払えない。もっと税金を少なくしてほしい。」との依頼を受け、一度は断ったものの、代表者Ｂの強い求めに応じて、これを了承した。

税理士Ａは、工事完了に伴い前受金から売上金額に振り替えていた金額を再度前受金に振り替えて売上金額を不正に減額する方法や元役員に対する架空の退職金を計上する方法を代表者Ｂに提案し、了承を得た。

税理士Ａは、「売上金額を前受金に振り替える」、「架空の退職金を計上する」といった不正な処理を行うことで法人税や消費税の納税額の圧縮を図り、その上で法人税や消費税を圧縮した確定申告書を作成し、税務署に提出した。



留意点

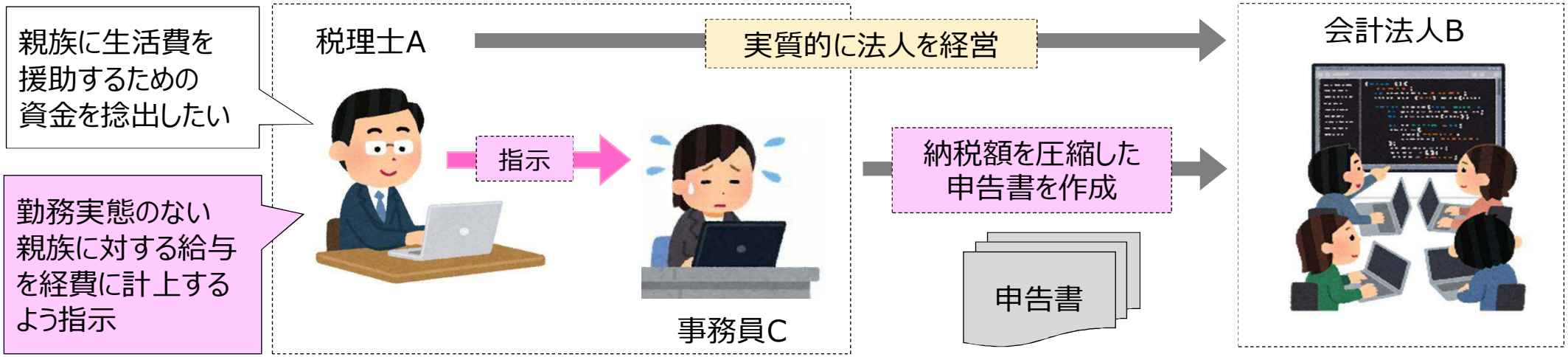
☞ 税理士法第36条（脱税相談等の禁止）違反、税理士法第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当

- 脱税相談 ➠ 不正に国税等の賦課・徴収を免れることにつき、指示し、相談に応じ、その他これらに類似する行為をすること。
- 脱税相談 ➠「懲戒処分（税理士法45①）」に加え、「罰則（税理士法58）」の対象となる。
- 故意 ➠ 税理士が事実に反する（又は反するおそれがある）ことを認識していれば該当する。
- 関与先から不正を依頼された際は「断る」。

（事例２）自己脱税

概要

税理士Ａは、父が代表者を務める会計法人Ｂの経営を実質的に取り仕切っていた。
税理士Ａは、親族に生活費を援助するための資金を捻出するため、勤務実態がないにもかかわらず、親族に対する給与を会計法人Ｂの帳簿に計上するよう、事務員Ｃに命じた。
事務員Ｃは、税理士Ａから指示を受けて、親族に対する給与を会計法人Ｂの帳簿に計上した上で、出勤簿等の虚偽の書類を作成していた。
税理士Ａは、親族に対する給与を計上した会計法人Ｂの法人税確定申告書を作成し、署名の上、税務署に提出した。
後日、会計法人Ｂに対する税務調査が行われ、その結果、親族に対する給与が架空（仮装・隠ぺい行為）であると認定され、会計法人Ｂは重加算税を賦課された。



留意点

☞ 税理士法第37条（信用失墜行為の禁止）違反、税理士法第46条（一般の懲戒）該当

- 自己脱税 ➠ 税理士自身の申告について不正所得金額等があることであり、税理士の信用又は品位を害する行為。
- 自己 ➠ 税理士自身が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。
- 税理士の使命は、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることであり、税理士の自己脱税はあってはならない。

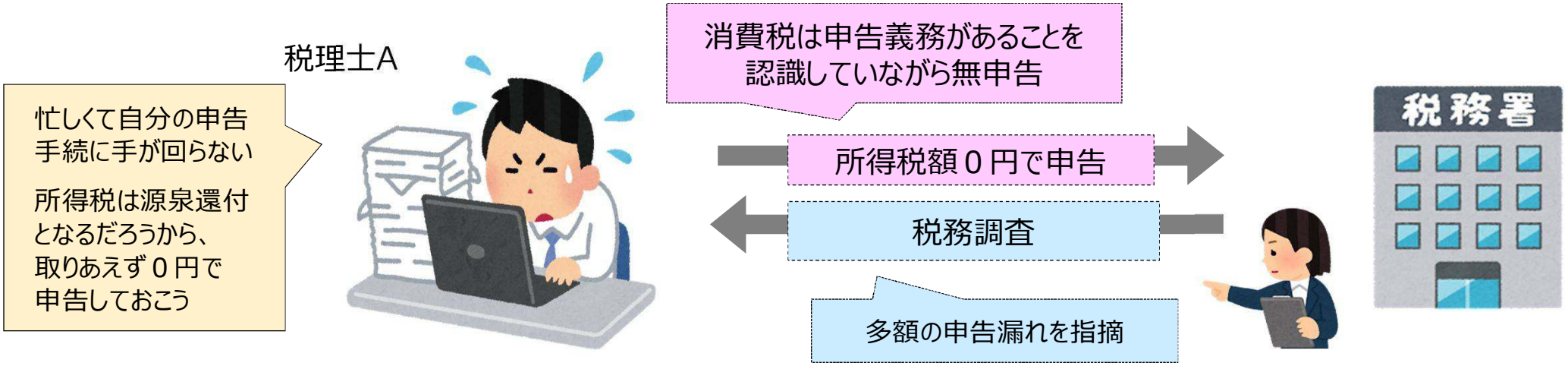
（事例３）多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

概要

税理士Ａは、自身の所得税について、根拠のない所得金額により申告し、多額の申告漏れを生じさせた。また、消費税については、申告義務があることを認識していながら法定申告期限までに確定申告書を提出せず、多額の申告漏れを生じさせた。

税理士Ａは、税務調査を受け、所得税の修正申告書、消費税の期限後申告書を提出した。

税理士Ａは、「税理士業の他に営んでいるコンサルタント業が多忙となり、顧客の申告手続を優先した結果、自身の申告手続に手が回らなかった」、「所得税については源泉還付となるだろうから、取りあえず所得税額を０円にして確定申告書を作成して、申告期限内に提出し、後日修正申告をしようと考えていたが、税務調査を受けるまで修正申告をすることができなかった」と述べた。



留意点

☞ 税理士法第37条（信用失墜行為の禁止）違反、税理士法第46条（一般の懲戒）該当

- 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ ➠ 税理士自身の申告に係る申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいい、税理士の信用又は品位を害する行為。
- 自己 ➠ 税理士自身が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。
- 税理士が自身の申告を法定申告期限内に行わなかったとして懲戒処分に至る事例が相次いで発生している（期限内申告遵守）。
- 税理士の使命は、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることであり、税理士の多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れはあってはならない。

（事例４）非税理士に対する名義貸し

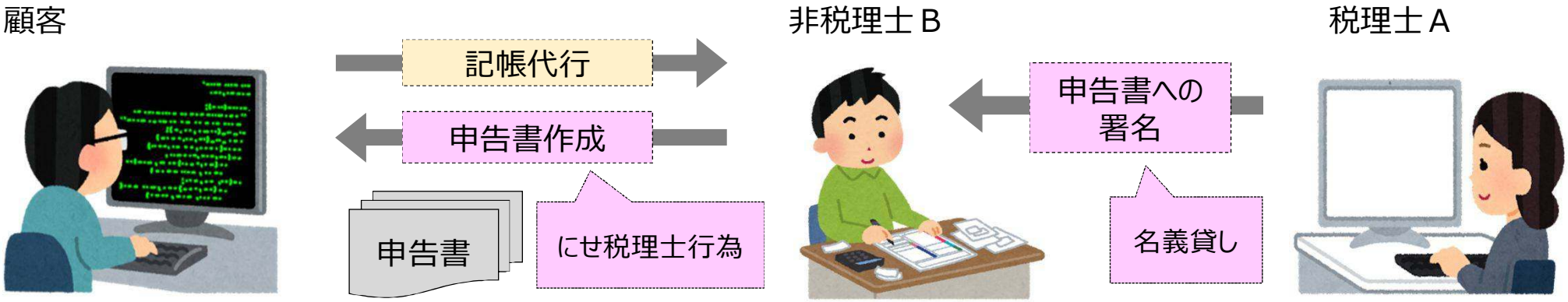
概要

記帳代行業を営む非税理士Ｂは、税理士資格を有していないにもかかわらず、顧客の確定申告書等の税務書類を作成しており、顧客が税理士の署名を望む場合には、知人の税理士Ａに作成した確定申告書等への署名押印を依頼していた。

税理士Ａは、新規の顧客を開拓しなくても報酬を得ることができることから、非税理士Ｂの依頼に応じて、非税理士Ｂが作成した確定申告書等について、記載漏れや添付漏れがないかなど、形式的なチェックを行った上で、署名押印していた。

税理士Ａは、非税理士Ｂの顧客と契約を締結していなかった。

税理士Ａは、非税理士Ｂが作成した確定申告書等に署名押印していても、自身が形式的なチェックを行っていれば「名義貸し」には当たらないと認識していた。



留意点

☞ 税理士Ａ　　税理士法第37条の２（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反、第46条（一般の懲戒）該当

☞ 非税理士Ｂ　税理士法第52条（税理士業務の制限）違反、第59条（税理士法52条の規定に違反した者の罰則）該当

・ 税務書類の作成 ➠ 税理士が自己の判断に基づいて税務書類を作成することであり、他人が作った申告書等を単に検算等する行為や単に謄写や清書する行為は、税理士法に想定する税務書類の作成には当たらない。

※「名義貸し行為の指標（メルクマール）」（平29.1日税連公表）を意識する。

・ 名義貸し ➠ にせ税理士行為を助長し、税理士制度を形骸化させかねない行為であり、「懲戒処分（税理士法46）」に加え、「罰則（税理士法59①二）」の対象となる。

・ にせ税理士行為 ➠「罰則（税理士法59①四）」の対象となる。

（事例５）使用人監督義務違反

概要

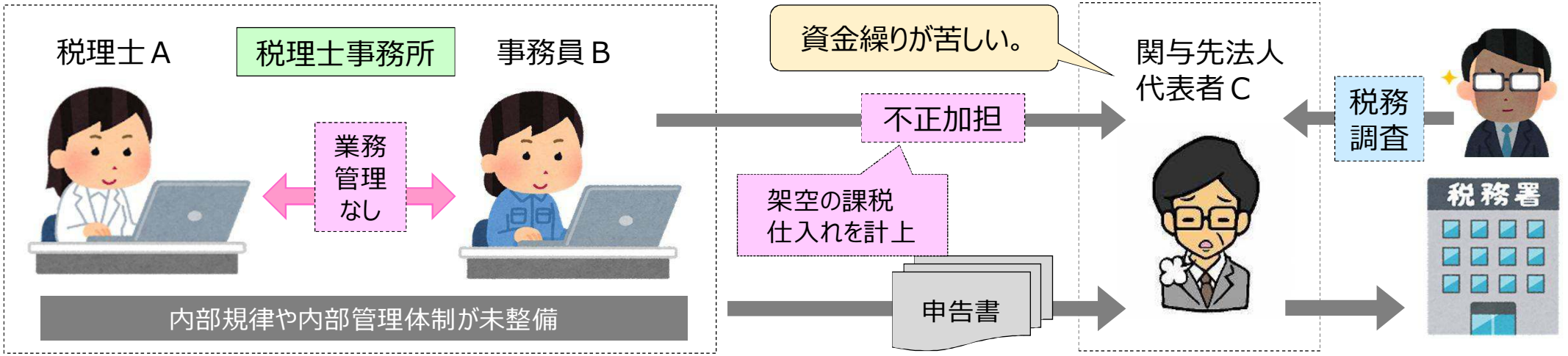
税理士Ａは、業務を事務員Ｂに任せきりにしており、事務員Ｂが作成した確定申告書等の内容を確認することなく税理士署名欄に署名し、税務署に提出していた。

事務員Ｂは、長年担当している関与先法人の代表者Ｃから「資金繰りが苦しい」との相談を受けて、架空の課税仕入れを計上して不正に消費税の還付を受ける方法を代表者Ｃに持ちかけた。

事務員Ｂは、架空の課税仕入れを計上した消費税の確定申告書を作成し、関与先法人に消費税の還付を不正に受けさせた。

後日、関与先法人に対する税務調査が行われ、その結果、関与先法人は修正申告を行うとともに、重加算税を賦課された。

税理士Ａは、関与先法人に係る不正の事実を税務調査の際に初めて知った。



留意点

☞ 税理士の使用人が不正行為を行った場合の使用者である税理士に対する懲戒処分（平20.３.31財務省告示第104号）

① 税理士が使用人の不正行為を認識していたとき ⇒ 税理士がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

② 税理士が使用人の不正行為を認識していなかったとき ⇒ 内部規律や内部管理体制に不備があることなどの事由により、認識できなかったことについて税理士に相当の責任があると認められる場合は、税理士が過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

③ 上記②に該当しないときでも、使用人が不正行為を行ったことについて、税理士による使用人の監督が適切でなかったと認められる場合 ⇒ 税理士が税理士法第41条の２（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

（事例６）税理士法人の運営が著しく不当

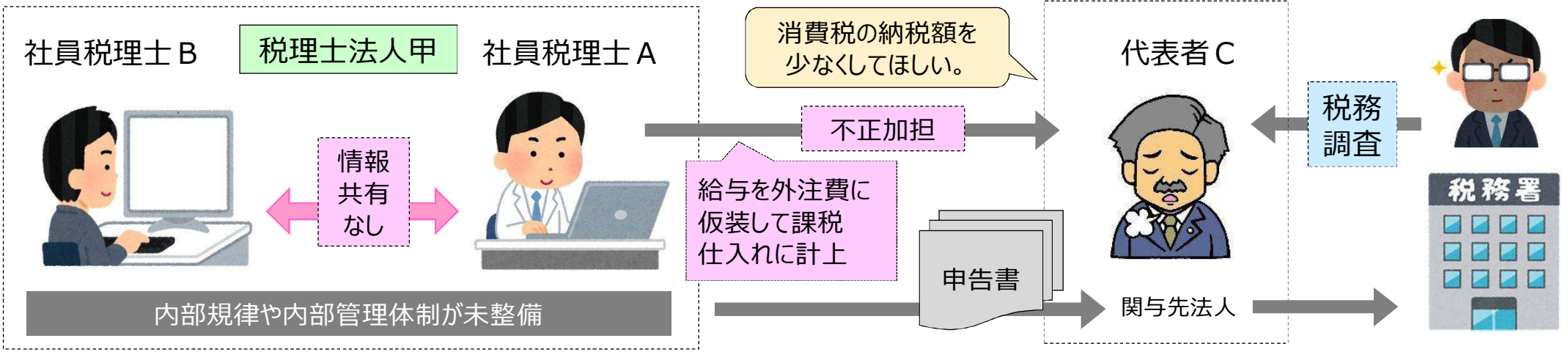
概要

税理士法人甲の社員税理士Ａは、税理士法人甲の関与先法人の消費税の確定申告に当たり、関与先法人の代表者Ｃから「消費税の納付税額を少なくしてほしい」との依頼を受けたため、課税仕入れとならない給与を外注費に仮装することにより、消費税額を不当に圧縮した真正の事実に反する確定申告書を作成し、税務署に提出した。

後日、関与先法人に対する税務調査が行われ、その結果、関与先法人は修正申告を行うとともに、重加算税を賦課された。

税理士法人甲には社員税理士Ａの他に社員税理士Ｂがいたが、社員税理士Ｂは、社員税理士Ａが行った不正行為を認識していなかった。

税理士法人甲では、業務管理規定や社員税理士の業務遂行状況をチェックする体制が整備されていないなど、適正な業務運営を確保するための内部規律や内部管理体制が整備されていなかった。



留意点

☞ 社員税理士Ａ　税理士法第36条（脱税相談等の禁止）違反、第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当

☞ 税理士法人甲　税理士法第48条の20（違反行為等についての処分）該当

・ 税理士法人の運営が著しく不当と認められる場合には、戒告、若しくは2年以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止、又は解散の対象となる。

・ 税理士法人の全ての社員税理士が業務禁止や停止の処分を受けた場合は、税理士法人としても税理士業務を行うことができない。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和５年７月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為　及び　事実の概要
1	税理士業務の禁止	**故意による不真正税務書類の作成** 被処分者は、関与先であったＡ社ほか２社の法人税の確定申告に当たり、同社の実質的経営者からの指示に基づき、関連会社であるＢ社ほか２社に対する架空の外注費等を計上すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、Ａ社ほか２社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
2	２年の税理士業務の停止	**⑴ 故意による不真正税務書類の作成** 被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、代表者の依頼により、利益調整をするために、架空の外注費を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、Ａ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 **⑵ 帳簿作成義務違反** 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
3	９月の税理士業務の停止	**⑴ 故意による不真正税務書類の作成** 被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、代表者の求めに応じ、事前確定届出給与に関する届出書と異なる内容で支給されていたため、損金算入できない役員賞与を雑損失に振り替えて損金算入することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 **⑵ 帳簿作成義務違反** 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和５年７月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為　及び　事実の概要
4	７月の税理士業務の停止	**故意による不真正税務書類の作成** 被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、代表者の依頼により、各事業年度より前に死亡等した育成牛の生物処分損を、当該各事業年度中に死亡等したとして損金計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
5	６月の税理士業務の停止	**故意による不真正税務書類の作成** 被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、代表者の求めに応じ、税額を少なくするために売上金額を減額することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 また、これに伴い、Ａ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
6	１年７月の業務の全部の停止	**信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）** 被処分者は、自社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
7	１年７月の税理士業務の停止	**信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）** 被処分者は、自己が社員税理士である税理士法人Ａ会計事務所の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
8	１年７月の税理士業務の停止	**信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）** 被処分者は、自己が社員税理士である税理士法人Ａ会計事務所の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和５年７月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為　及び　事実の概要
9	11月の税理士業務の停止	**信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）** 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、関与先からの報酬の一部を、自己が主宰するＡ社の収入として計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告 漏れを生じさせた。
10	10月の税理士業務の停止	**⑴ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）** 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 **⑵ 帳簿作成義務違反** 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
11	８月の税理士業務の停止	**信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）** 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、不動産売却に係る譲渡所得の売上計上漏れや取得費等の経費の計上誤り等、不動産所得の必要経費の計上時期や減価償却費の計算誤り等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
12	10月の税理士業務の停止	**信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）** 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和５年７月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為　及び　事実の概要
13	８月の税理士業務の停止	**⑴ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）** 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、自己の税理士事務所に勤務する親族や事務員に確定申告の作業を任せたことによって、生計を一にする親族への給与の支払い等を経費に計上するなどして、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、自己の税理士事務所に勤務する親族に確定申告の作業を任せたことによって、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 **⑵ 帳簿作成義務違反** 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
14	３月の税理士業務の停止	**信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）** 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
15	３月の税理士業務の停止	**⑴ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）** 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 **⑵ 帳簿作成義務違反** 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和５年７月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為　及び　事実の概要
16	３月の税理士業務の停止	**信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）** 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
17	１年10月の税理士業務の停止	**非税理士に対する名義貸し** 被処分者は、税理士でないＡ及びＢが、各人らの判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数名の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。
18	５月の税理士業務の停止	**⑴ 非税理士に対する名義貸し** 被処分者は、税理士法人でないＡ社及び税理士でないＢが、同社及び同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数名の所得税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 **⑵ 帳簿作成義務違反** 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和５年７月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為　及び　事実の概要
19	税理士業務の禁止	**業務停止処分違反** 被処分者は、「６月の税理士業務の停止」の処分を受けていたにもかかわらず、税理士業務の停止期間中に、Ａの所得税の確定申告書並びに複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書の税務書類を作成した。
20	１年の税理士業務の停止	**信用失墜行為（その他反職業倫理的行為）** 被処分者は、所属税理士として勤務していた税理士法人Ａにおいて、Ａの代表社員税理士及び関与先の承諾を得ることなく、Ａの従業員に、自己や同従業員のＩＤを使用させ、Ａの関与先データを自己所有のハードディスクに記録させるなどして複製を作成し、Ａの営業秘密等を領得などした。 また、自己の税理士事務所において、同事務所の従業員に、持ち出した関与先データを利用して、Ｂ社名義の源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書の添付書類である書面１枚を作成させた上、同書面を源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書とともに郵送して税務署に提出した。

Q & A （以下の設問に ○ × でお答えください。）

≪税理士の使命≫	解　答
問１　税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場で、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。	
≪税理士証票の提示≫	**解　答**
問２　税理士は、会員章（バッチ）を着用していれば、税務官公署の職員と面接するときに、税理士証票の提示を省略できる。	
≪脱税相談等の禁止≫	**解　答**
問３　税理士が、法人の代表者から「できるだけ税金を払いたくない」と相談を受けたことから、架空の人件費を計上するよう指示したが、代表者はそれを計上せず脱税をしなかったので、脱税相談等の禁止規定違反には該当しない。	
≪信用失墜行為の禁止≫	**解　答**
問４　税理士の自己脱税とは、自己又は自己が代表者である法人の申告についてのみ、不正所得金額等がある場合をいう。	

Q ＆ A （以下の設問に ○ × でお答えください。）

«信用失墜行為の禁止»	解　答
問５　懲戒処分により「税理士業務の停止」処分を受けたＡ税理士から依頼され、停止期間中のＡ税理士が作成した申告書をＢ税理士がそのまま税務ソフトに入力した上で電子署名をし、代理送信を行った。当該申告書の作成者はB税理士である。	

«非税理士に対する名義貸しの禁止»	解　答
問６　税理士資格のない者が作成した申告書でも、税理士が申告書の内容を確認した上で署名していれば、「名義貸し」には該当しない。	

«非税理士に対する名義貸しの禁止»	解　答
問７　税理士は、顧客の申告書の作成を自己が主宰する記帳代行会社へ外注委託することができる。	

«秘密を守る義務»	解　答
問８　税理士であった者が、業務廃止後に、正当な理由なく税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし又は窃用したとしても、税理士ではないため、法第38条（秘密を守る義務）違反には該当しない。	

Q & A （以下の設問に ○ × でお答えください。）

≪秘密を守る義務≫	解　答
問９　税理士事務所の隣室に会計センターを開設した。会計センターの経営者が税理士であることから、顧客の申告書控え等の書類の保管場所は共同で利用すればよい。	
≪帳簿作成の義務≫	**解　答**
問10　税理士業務処理簿は顧客の税務書類の作成を行った時に記載すればよい。	
≪使用人等に対する監督義務、税理士業務の制限≫	**解　答**
問11　税務調査において、税理士事務所の事務員は、税理士の許可があれば１人で立ち会い、調査担当者からの質問の受け答えを行うことができる。	
≪使用人等に対する監督義務≫	**解　答**
問12　税理士事務所の使用人が税理士に無断で関与先の不正計算（脱税相談等）を行った場合、税理士自身についてはその事実を知り得ない状況であるため、懲戒処分を受けることはない。	

終わり